

SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

Apr. 2017
No.190

4
月号

特集

あなたの身近にある

税制改正

大好評!

税務・税金の話

好評連載

医療ステーション

徳田孝司の「月刊マルトク堂」

もう悩まない事業承継・M&A徹底解説

「ぶらトク」老舗しょうゆメーカーで工場見学

CONTENTS

01-03

平成29年度税制改正徹底解説 あなたの身近にある税制改正

04 ●税金Q&A
相続税の増税の影響は？

05 ●医療ステーション
医療機関の広告について

06 ●税金
持分のない医療法人への移行促進

07 ●国際税務
バングラデシュへの投資優遇政策について

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説
M&Aって実際どういうふうに行われるの？

09 ●コラム
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム
徳田孝司の
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く
「ぶらトク」

今月号のテーマ 「新生活」

今月の執筆者には、入学、入社、転勤など、
新年度のエピソードについてコメントをいただいています。

「入学・入社・転勤
エピソード」

S T A F F

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報室
佐脇ゆかり
東方実菜子

編集長
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)
編集
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)
生出祐子(And-Fabfactory)

デザイン
片寄雄太(And-Fabfactory)
東方実菜子(社・本郷 税理士法人)

撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ
印刷所 株式会社三千和商工
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は
社・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3312 広報室
Mail:scope@ht-tax.or.jp

あなたの身近にある税制改正

税金の仕組みが変われば、私たちの未来は大きく変わります。次年度の税の方針は、例年12月頃に税制改正大綱(たいこう)として発表されるのが慣例。平成29年度以降の未来を見渡すため、事業承継法人部・部長の柿沼慶一さんと相続第3部・部長の井口麻里子さんとともに、平成28年の年末に発表された平成29年度税制改正大綱を読み解いてみましょう。

よく聞く税制改正ですが、どんなプロセスで決定されるのですか？

井口:例年、12月に発表される税制改正大綱が今回も発表されています。

柿沼:大綱は、与党と税制調査会が中心になって、翌年度以降の税制の方針をまとめあげたもの。年度末に開催される通常国会で審議され、可決されたものは翌年度に施行されます。時の政権が掲げている政策を、現状に則した形で実現していくために、より最適な形を目指して改正されています。

井口:税制改正大綱の冒頭には、基本的な考え方が書かれています。たとえば今年は、デフレ脱却、経済再生、一億総活躍社会がキーワード。そのため、中小企業がより活発に事業活動を展開するための施策や、女性をもっと活躍していくための施策が目立っていますね。

柿沼:年度が単位となる税制改正ですが、4月1日の年度初めに適用されるものばかりではありません。個人向けのは1月1日からの適用となることもあります。

井口:2017年も、さまざまな税制が変わります。私は相続部に所属しているので、個人関連の税制としては報道でもよく聞く「配偶者控除の改正」が目玉だったでしょうか？

柿沼:事業承継のご相談をする上では、その会社の税務にも携わりますが、法人課税における「所得拡大促進税制の見直し」は大きな注目点ですね。その他を見渡しても、大企業にはメリハリを効かせ、中小企業には、「設備投資減税の拡充」もあり、底支えがある改正だったと思います。

柿沼 慶一

事業承継法人部 部長 税理士
次世代への会社経営を円滑に橋渡しする
実力派税理士。

井口 麻里子

相続第3部 部長 税理士
相続の中でも、特に生前の相続対策を
得意とする第3部を牽引する敏腕税理士。



好評販売中

井口 麻里子 著書
「相続でモメずにお金を残したいなら
「この順番」で進めなさい」

税制改正の
ポイント



辻・本郷 税理士法人では、税制改正大綱の発表を受けて
「平成29年度 税制改正のポイント」という冊子を作成しました。 SCOPE No.190

皆さんが気になる酒税で大きな動きがあったそうですね。

井口: そうですね、財務省の方を招いて行う勉強会に何度か参加したのですが、酒税の取り扱いが大きくてびっくりしました。

柿沼: 酒税は、酒類がつくられて出荷される際に、その量に従ってメーカーに直接課税されるものです。つまり、会計や決算で算出するものではないので、税理士にはほぼ関係がないジャンル。と言いつつも、一人の消費者として、とても興味深く勉強会で聞いていました。27年度、28年度と検討されましたが見送られ、3年越しの改正となりました。

井口: 私はサッポロ派、柿沼さんはブレモル派のビール愛飲者ですからね(笑)。読者の方々にも、お酒好きの人たちが多くと思いますので、ちょっと丁寧に掘り下げてみませんか。

柿沼: そう思って、事前に下調べしてきました。最も驚いたのは、国税庁が「酒のしおり」という資料をつくっているんですよ。ウェブサイトでは、平成12年から毎年、すごい量のデータをまとめ上げています。今年度版は138ページもあり、国税庁の熱意を感じますね。

井口: これはおもしろいですね！お酒好きでうん蓄好きなら、間違いなく楽しめます。税の仕組みが変わるといっても、背景を分らずに値上げされたら、私たち一般市民がついていきません。ですから、このようにデータで正しく傾向を知り、みんなで意識共有できる資料の存在は大歓迎です。

柿沼: 大綱とこの資料を照らし合わせると、なるほど！ということが多くあります。今回の酒税における改正をまとめてみると、総じて10年後の平成38年10月までに順次施行していく

ビール等飲料の定義

		麦芽割合	現行	改正後
ビール		100% ↓ 67%	発酵させる麦芽の比率が約67%~100%、麦芽以外では、特定の副原料(麦、米、とうもろこしなど)のみを用いたもの	麦芽比率を50%まで引き下げ
			発酵させる麦芽の比率が約67%以上だが、ビールの製造に認められない原料を使用したもの、麦芽を使用せず麦を原料の一部としたもの	副原料に使用できる材料の拡大(果実類や香料など)
発泡酒		67% 未満	麦芽又は麦を原料の一部とした発泡性のある雑酒のうち、麦芽の使用割合が約67%未満のもの	麦芽の使用割合を50%未満に引き下げ
			原料の一部に蒸留酒等の酒類を用いたもの	
第3のビール(新ジャンル)	リキュール(発泡性)	0%	麦芽を使用せず、穀類などを原料としてつくられたもの	

国税庁の資料をもとに作成

方針です。ビール類では、ビールは段階的減税、発泡酒は微増、新ジャンルは段階的増税になっています。

井口: 日本酒は段階的減税、ワインは段階的増税ですね。

柿沼: ビールメーカー各社とは、それはそれはすごい話し合いがあったと思いますよ。企業努力で生み出した商品もたくさんあると思いますので、でも、その一方で、きちんとつくられたビールを、「ビール」と表示できないという悩みもあったそうです。従来は、麦芽比率67%以上で、麦芽、ホップ、水といった主原料以外で利用できる副原料は、麦、米、とうもろこし等に限定されていました。そのため、特徴を立たせた地ビールなどでも、アロマを利かせたものや、麦芽比率を下げるほど大量のホップを原料としたものは、ビールと名乗れませんでした。その補正も目的のひとつのことです。

井口: 各社はビールと比べ税率の低い新ジャン

ルの開発に力を注ぎましたが、本当の意味で世界市場へ出て欲しいのは日本のおいしいビールだったはずで、「国内市場向けに、安いビールのような飲み物に開発力を注ぐのは本末転倒でしょう?」と。「本当に美味しいビールを作り、世界で戦えるようにしてください」というのが今回の改正の本質ではないかと思います。

柿沼: それで美味しいビールが安く飲めるようになれば、我々としては何の異論もないです(笑)。



安くなる



ビール



日本酒

高くなる



ワイン



発泡酒



第3のビール
(新ジャンル)



平成29年度 税制改正大綱の傾向

今回発表された税制改正は、中小企業に救済が多いメリハリが利いたものが多いようです。ただし、要件を満たさなければ控除が受けられないものや、酒税のように完全施行が10年後のものもあるため、該当する項目については細部まできちんと読み込むことが必要です。以下に辻・本郷 税理士法人が目目している平成29年度の税制改正について抜粋してみました。ぜひ、お役立てください。

※2017年3月の本原稿作成時点では、国会承認がまだのものもあります。

メリットあり メリットなし 現状維持

<p>【資産課税】相続税又は贈与税の納税義務範囲の見直し</p> <p>国外財産に、日本の相続税・贈与税が課されずに済む要件が、あげる方もらう方も日本国内に住所を有しない状態を5年継続から10年継続に引き上げ。</p>		平成29年4月1日以後に相続、贈与する財産に適用
<p>【資産課税】事業承継税制の見直し</p> <p>贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度の併用が可能になり、また納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件の緩和もあり、制度がより使いやすいものになりました。</p>		平成29年1月1日以降に相続率により取得する財産に係る相続税または贈与税に適用
<p>【資産課税】タワーマンションに係る課税の見直し</p> <p>これまで階によって差がなかった固定資産税などの税額を、実際の取引価格の傾向を踏まえたものに変更。高層階ほど増税し、低層階ほど減税になります。</p>		平成30年度から新たに課税されることとなるタワーマンション（一部条件あり）について適用
<p>【法人課税】所得拡大促進税制の見直し</p> <p>大企業 要件の一つである平均給与等支給額が前年度より超えていれば控除を受けられましたが、今後は前年度比2%の成長がないと控除そのものが受けられないことに。</p> <p>中小企業 現行法と同様、平均給与等支給額が前年度より超えていれば控除を受けることができる上に、前年度比2%以上の成長があれば、最大22%の控除を受けられるようになりました。</p>	 	平成29年4月1日以後に開始する事業年度より適用
<p>【法人課税】設備投資促進税制の拡充等</p> <p>中小企業 中小企業投資促進税制の上乗せ措置について、「中小企業経営強化税制」として改組し、全ての器具備品・建物附属設備を対象に追加（2年間）。大企業にも適用された生産性向上設備投資促進税制は29年3月31日で終了。</p>		平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
<p>【法人課税】役員報酬等に係る税制の整備</p> <p>損金算入要件の見直し（定期同額給与は手取額OK。事前確定届出給与は、株式等の交付を追加。利益連動給与は、株価に連動したものや、複数年度の利益に連動したものを損金算入の対象に追加する等）。</p>		平成29年10月1日以後に支給または交付に係る決議に適用
<p>【法人課税】組織再編税制等の見直し</p> <p>企業の機動的な事業再編を可能にする見直しが多数行われました。スピンオフや少数株主整理、分割型分割などにおいて、適格要件の緩和や見直しが行われています。</p>		平成29年10月1日以降に行われる要件を満たした組織再編に適用
<p>【個人所得課税】配偶者控除の見直し</p> <p>38万円満額控除を受けられる配偶者の年収が103万円以下から150万円以下に拡大。ただし、世帯主の年収による条件が新たに追加されたため、控除を受けられるか確認が必要。</p>	 	所得税は平成30年度分から、住民税は平成31年度分以後から適用
<p>【国際課税】外国子会社合算税制の改正</p> <p>トリガー税率を廃止し、租税回避リスクを外国子会社の外形ではなく、個々の所得の内容により把握する仕組みへ見直し。見直しには、企業の事務負担に配慮した形へ。</p>		外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用

Seminar Report ——— セミナーレポート

平成29年度税制改正セミナー

主な税制改正の内容について、辻・本郷 税理士法人の税理士が解説するセミナーを全国で開催しました。

開催概要:2月17日・2月28日・3月7日 14時~16時
辻・本郷 税理士法人 セミナールーム JR新宿ミライナタワー28階
講師 柿沼 慶一 / 井口 麻里子



昨年末に発表された「平成29年度税制改正大綱」を受けて、税制改正のポイントについてのセミナーを北は北海道、南は沖縄まで12会場で計14回のセミナーを行った。東京会場では今特集で登場いただきたい

た柿沼 慶一氏と井口 麻里子氏が登壇。辻・本郷 税理士法人が配付している「税制改正のポイント」を参考書として解説を行った。柿沼氏は法人課税、消費課税（今特集で紹介したの酒税など）、国際課税などについて

て解説。2部では井口氏が配偶者控除、NISA、資産課税など個人向けの税制を解説、その後、自社株評価、事業承継税制、相続税の納税義務範囲の見直しなど相続・事業継承に関わる税制の変化について解説した。

ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q&A

相続税の増税の 影響は？

Q uestion

私は、東京近郊でアパートと駐車場経営をしている地主です。相続セミナーなどで「平成27年1月以後の相続では、相続税の基礎控除額が従前の60%に縮減され、相続税の申告対象者が大幅に増えます」と聞きました。どの程度の人数が増えたか統計的な数字等がわかれば教えてください。

A nswer

平成25年税制改正により、平成27年1月1日以後の相続等については、基礎控除額の引き下げが行われています。基礎控除額とは、その金額以下であれば相続税の申告も納税も必要としない額をいいます。

相続人が妻と子ども2人のケースを想定してお話しします。平成26年までは、基礎控除額が、5,000万円+1,000万円×3（法定相続人の数）=8,000万円であったものが、平成27年以後の相続から、基礎控除額が3,000万円+600万円×3=4,800万円と課税対象額が下がったことにより、相続税の申告数および納税者数が増加することが予想されていました。

平成28年12月に、国税庁と各地の国税局から「平成27年分の相続税の申告状況について」という統計資料が公表されました。

全国平均では、課税割合が平成26年の4.4%が、平成27年は8.0%になり、前年より3.6ポイント増加しました。平成27年の相続財産の課税価格1人当たりでは1億4,126万円（平成26年2億407万円）であり、税額は被相続人1人当たり1,758万円（平成26年2,473万円）となっています。この数字からみても、税制改正の影響は顕著といえます。

全国平均では、100人当たり8人の対象者ですが、東京国税局管内では、死亡者数では全国の20%程度の約25万人となり、相続税の対象者では全国の31%程度の約3万2千人となっています。結果として、課税割合は12.7%（平成26年7.5%）となり、平成26年より5.2ポイント増加しました。

首都圏や大阪、名古屋などの大都市圏の地主さんにとっては、税制改正は大きな影響があったといえます。参考まで大阪国税局管内では、課税割合8.2%（平成26年4.8%）となっており、全国平均より少し多い割合となっています。

ちなみに、相続財産のうち土地の占める割合は約40%で最大であり、地価上昇は地主さんにとっては喜んでばかりはいられない状況です。

税金Q&Aでは皆さんの
税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を
scope@ht-tax.or.jp まで
お寄せください。

「入学・入社・転職
エピソード」

毎年、税制改正が行われます。改正は字義どおり解釈すると、正しく改める、と読めますが内容は、課税当局にとって正しくであって、納税者にとっては減税項目もあれば、増税項目もあります。したがって納税者および我々関係者はよく勉強して、立法趣旨や改正のメリット・デメリットを理解しなければ本当の改正となりません。（小林）



医療ステーション vol.6

医療機関の広告の現状と医療制度の変化、集患問題、従事者確保問題、スマートシニアの増加などを踏まえ医療機関にとってこれからの広告の大切さについてお話しします。



恒吉弘基 (つねよしひろもと) ●ヘルスケア事業部顧問

▲社・本郷 SCOPE
ヘルスケアコラム

医療機関の広告について

今回は、医療機関の広告についてお話しします。医療機関の広告は医療法69条で、広告できる項目が限定列挙されています。診療科目、名称、電話番号および所在地、常時診療に従事する医師または歯科医師の氏名、診療日または診療時間、入院設備の有無など9項目です。駅のプラットホームで見かける医療機関の看板のイメージですね。

ただし、医療法69条で定義されている広告とは通行人の目に付く広告媒体のことで、自分の意思でアクセスするホームページは医療法上の広告とは言いません。手術件数、医療機器、専門分野、差額室料など自由に掲載できます。

しかし、医療機関は広告規制に馴染んできたせいか、事業法人と比較すると視覚的なアピール方法が内容も含めいままのホームページが多いような気がします。

東京都生活文化局広報部の

「平成16年かかりつけ医のいない人が医療機関を選ぶ情報源に関するアンケート調査」では、1位は「口コミ」の26%、2位は「インターネットで調べる」の22%、3位は「かかりつけ医からの紹介」の18%となっています。まさにホームページの優劣が集患力を決めているといえるでしょう。

2025年に75歳以上の後期高齢者になる団塊世代の人は、パソコンやスマートホンに慣れ親しみ、WEBを駆使して最適な情報を収集するスマートシニアです。医療機関もスマートシニアのハードルを越えられるようにホームページの質を上げないとマーケットから取り残されることになります。

集患のみならず医師、看護師、作業療法士、理学療法士などの医療従事者の確保のためにも大事なツールです。入職希望者が応募する医療機関のホームページを見て、他の競合医療機関といろいろ比較するのは当然です。

更に厚生労働省が地域ごとに導いている地域包括ケアシステムでは、医療・介護の施設間の連携が重要課題といわれています。自院を地域の中でアピールするのもホームページの大きな役割といえます。従来は病医院で患者を待っていれば経営は成り立っていました。診療報酬がプラス改定を続けていた時代では経営は楽だったでしょうが今は様変わりです。あの手この手で患者を集めないでジリ貧になってしまいます。

広報や、広告部門をもっている医療機関は本当に少ないと思います。広告についての認識が低いからだと思います。業務多忙な事務長はとても兼任できません。広報担当者の新規採用はコストアップにつながります。医療分野で実績のある制作会社にアウトソーシングし良き相談相手になってもらうのが納得感もあり有効ではないでしょうか。制作していく中で経営課題がいろいろと見つかりそうですね。事業法人にもいえるかもしれません。

【入学・入社・転職エピソード】

私は銀行に入行し男子独身寮に入りました。同期が20人、寮生100人の規模の寮でした。新入行員は寮祭に支店の女子行員を何人連れてくるかで評価されます。支店の同期入社6人の女子行員が全員寮祭に来てくれたことは今でも覚えています。寮祭では私達新入行員は女子行員の制服を着てキャンディーズの「年下の男の子」を化粧して歌いました。今でもその写真を見ると懐かしさがこみ上げてきます。(恒吉)



藪友輔 ● 堺支部
(やぶゆうすけ)

今回の税制改正にて、現在の認定医療法人の制度を改組し、持分のない医療法人への移行の足かせとなっていた出資者の持分放棄に伴う医療法人への贈与税課税を非課税とする措置の検討が開始されることになりました。

これまでの認定医療法人制度

認定医療法人制度とは、平成26年度の医療法改正において、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を促進する目的で始まった制度です。

持分のない医療法人に移行するためには、一般的に複数名となる医療法人への出資者全員がその出資持分を払い戻したり、放棄する必要があります。この時、例えば特定の出資者だけが放棄した場合には、その出資者に医療法人が払戻すべき経済的利益が他の出資者に帰属することとなり、みなし贈与税が課税されます。

これが持分のない医療法人への移行にとって大きな障害となっていたことから、平成26年10月1日から3年間に限り、持分のない医療法人への移行計画の認定を厚生労働大臣から受けることで、当該贈与税については、移行計画の期間満

了までその納税が猶予され、他の出資者がすべての出資持分を放棄した場合には、猶予税額が免除されるという制度が創設されました。

しかしながら、医療法人は出資持分の払戻しをせずに済んだという経済的利益を得ることとなり、持分のない医療法人に対して贈与税が課され（相続税法66条4項）、これがまた持分のない医療法人への移行の足かせとなっていました。

これから検討される認定医療法人制度

今回の税制改正では、まず認定医療法人の認定期間が3年間延長されます。さらに上記の医療法人への贈与税を非課税とする措置の検討が開始されます。

続いて、この贈与税を非課税とするための要件ですが、下図のよ

うな既存の非課税要件を維持しつつ、その一部を削除する方向で改組されるようです。

そして、この改組された要件は、贈与税の時効期間に合わせ、移行後6年間は継続的に確認される予定です。

当該改正内容の最新の動向

厚生労働省主催の認定医療法人制度の説明会では、現在厚生労働省と財産省間でこの非課税要件について協議しているとのことで、今年の夏には明確にしたい意向のようです。

早ければ29年10月1日、遅くても30年4月1日にはなんらかの形でこの要件が定まると予想されます。持分のない医療法人への移行を検討されている法人にとっては非常に大きな改正となることから今後もこの動向について注視していきます。

維持される見込みの非課税要件	<ul style="list-style-type: none"> 法人関係者に利益供与しないこと 役員報酬について不当に高額とならないよう定めていること 社会保険診療に係る収入が全体の80%以上 等
削除される見込みの非課税要件	<ul style="list-style-type: none"> 理事6人、監事2人以上 役員は親族1/3以下 医療機関名の医療計画への記載

【入学・入社・転職エピソード】

中高一貫教育の仏教学校に入学しました。信仰心が厚過ぎたのか、中学、高校、共に入学式の後には心の入学式という謎の名目で2泊3日の高野山（和歌山県にある日本仏教における聖地の一つ）修養行事への参加が強制されておりました。ひたすら座禅と写教を繰り返し、食事は精進料理の毎日。当時入学したことを心から後悔したことを思い出しますが、般若心経を今でも唱えられることは、財産なのかなと思っています。（藪）

Bangladesh への 投資優遇政策について



松永未果

(まつながみか)

● Bangladesh 支部

Bangladesh 政府は外国投資活性化のため、法人税や関税の軽減をはじめ、各種優遇政策を提供しています。これらを利用して投資の効果を最大化することができます。

Bangladesh は南アジアに位置し、アジアとヨーロッパ双方への輸出の拠点となること、堅調な経済成長率を維持していること、豊富な労働人口を抱え、競争力の高い労働コストを提供できること、英語人材が確保できることなどから様々な業種を展開する上での可能性を持っている国です。今回は Bangladesh への投資をご検討される場合のご参考として、投資優遇、投資規制の主な内容についてお伝えします。

投資奨励について

外資の投資を奨励する業種として輸出志向産業、輸出加工区 (EPZ: Export Processing Zone) での産業、輸入代替品または輸出産業に関わるハイテク産業が挙げられます。Bangladesh 投資庁が投資の優先度を最も高く置いている業種としては、農業、繊維、ICT、製薬、革製品、ジュート製品の分野が挙げられてい

ます。投資を奨励する施策も設けられています。

主な投資優遇策

- 法人所得税免除
 - 23の指定業種で設立地域に応じて5年間から7年間の免除
 - インフラストラクチャへの投資は最大で10年間の免除
 - 民間電力会社は最大で15年免除
 - IT、ソフトウェア関連業は2024年6月30日まで免除
 - 経済特区 (BEZA: Bangladesh Economic Zone) およびハイテク・パーク内への設立企業に対して最大10年間の減免
- 機械に対する加速償却の適用 (法人税免除措置との選択)
- 二重課税の回避 (Bangladesh と日本は二重課税防止に関する二国間協定締結済)
- 輸出志向企業の機械輸入、原材料輸入に対する輸入関税の減税
- 指定製造業の機械輸入、原材料輸入に対するVAT免除
- 保税倉庫施設の利用
- ロイヤリティ、技術支援料の送金
- 指定製品に対する5~20%の輸出補助金

外資規制について

4つの禁止業種、17の規制業

種が定められています。規制業種については事前に許認可を得る必要があります。

出資比率について

外資100%での法人設立が可能です。特定の業種については出資比率に制限があります。

EPZ と BEZA、ハイテク・パークについて

EPZはBangladesh 国内8か所に設置されている輸出加工区です。最近では、首都ダッカ周辺や港のある第二の都市チッタゴン近郊では空きがなくなってきました。Bangladesh 政府が近年取り組んでいるのが、新たな経済特区 BEZA とIT産業の工業地区 (ハイテク・パーク) の建設です。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。

● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

もう悩まない 事業承継・M&A 徹底解説

M&Aって実際どういうふうに行われるの？

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 社長執行役員 荒井 洋一

前は事業承継型のM&Aが増えている背景を説明いたしました。今回は新聞紙面で見かけられる大企業同士のM&Aとは異なる、事業承継型のM&Aについて具体的に説明します。

突然ですが、M&Aは何の略だかご存じでしょうか？

正解はmerger and acquisition（合併と買収）です。

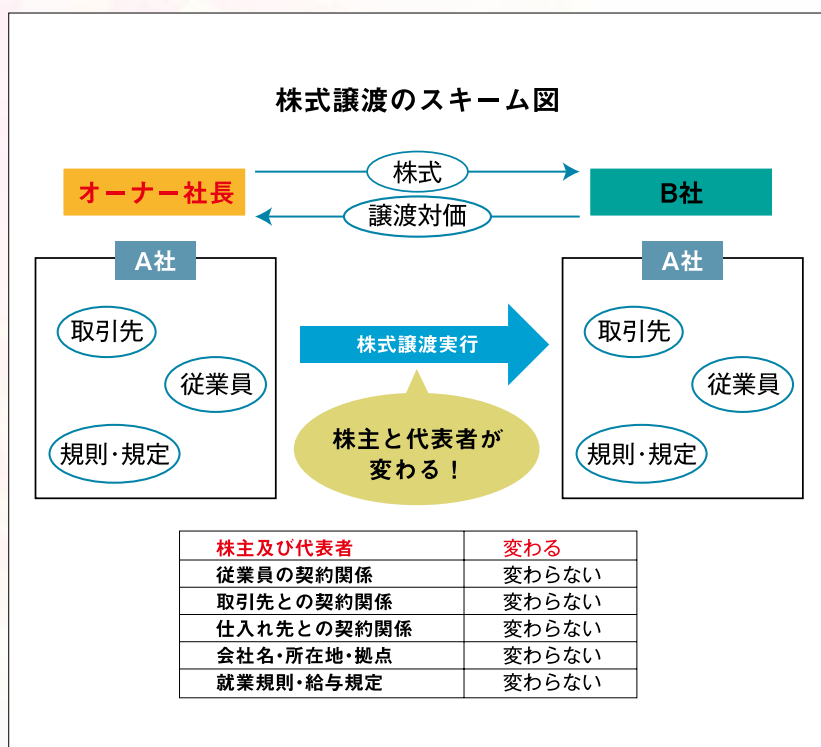
さてM&AのMは合併ですが、中堅・中小企業の事業承継では合併という手法が使われることは現在ほとんどありません。

では、こういった手法が一番多いのでしょうか？

それは株式譲渡（子会社化）です。統計的なデータがあるわけではないですが、実務に携わる者の肌感覚として中堅・中小企業のM&Aにおいて全体の8割くらいのケースは株式譲渡であると思います。

株式譲渡の特徴は主に3点あります。

1点目は社名が変わらないということです。企業の株式を第三者に譲渡をするので社名はそのまま残ります。企業の会社案内やWebサイト等もほとんど変わらないため、一見すると本当にM&Aが行われたのかわからないケースが多いのです。



2点目は従業員や取引先との契約は、原則そのまま引き継がれるということです。第三者に企業を譲渡される中堅中小オーナーは従業員の雇用や取引先との関係を維持するために会社の廃業・清算ではなくM&Aを用いるケースが多く、特に従業員に関しては1~2年程度そのまま雇用を維持するように株式譲渡契約書の条文に織り込むことが多いです。

3点目は金融機関からの借入金等の債務への連帯保証も原則解除されるということです。会社を丸ごと、第

三者に譲渡するため、資産と同時に負債も譲受先が承継いたします。従業員の方が会社の株式を承継する際に一番のネックとなるのは債務の連帯保証を引き継ぐことですが、M&Aの場合は自社より大きな企業が株式を譲り受けることが多いので基本的に問題なく連帯保証が解除できます。

このように株式譲渡を用いたM&Aは譲渡される企業のオーナー様にとってメリットが多い手法となっておりますので事業承継の現場では積極的に活用されております。

【入学・入社・転職 エピソード】

「事務所移転」辻・本郷 ビジネスコンサルティングは昨年7月新宿から丸の内に移転し、私自身の生活サイクルが二つ変わりました。一つは常磐線で通勤しており、最近上野東京ラインができて乗換なしで通勤できること。もう一つは、東京駅から近いため出張で帰りが遅くなっても会社に寄らなくてはいけない意識になること。便利とは紙一重だと感じております。(荒井)

●連載 — ラユニオン・パブリケーションズ スペシャルレポート —

L
u
n
i
o
n

脈動するインバウンド市場 vol.12

国によって違う旅行シーズン

皆さんは、いつ旅行へ行きますか？日本人は年末年始、ゴールデンウィーク、夏休み、シルバーウィークなど連休時に旅行へ行くことが多いと思います。日本に来る訪日外国人の旅行シーズンはいつでしょうか？外国人の多い時期とその理由について解説します。

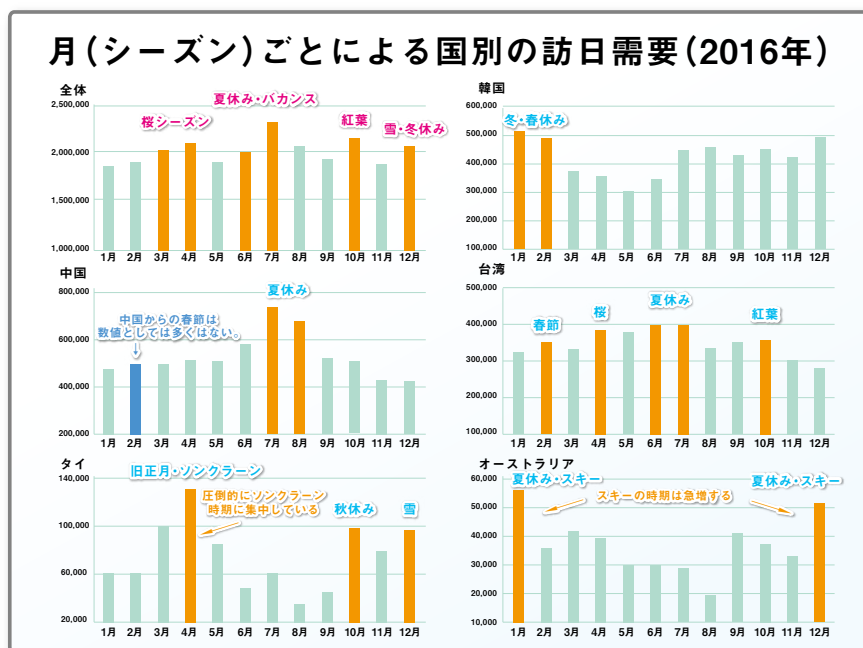


訪日外国人が増えるのは7～8月、3月後半、4月前半、10月、12月です。それぞれ、夏休み、桜、紅葉、冬休みと雪が理由です。訪日のピークには「ホリデー需要」と日本の見どころに合わせた「シーズン需要」の2種類の傾向があります。

休日による訪日需要

ホリデーシーズンとして有名なのは、中国、台湾、香港など中華系の国々の旧正月「春節」です。メディアなどでもよく報道されているので、ご存じの方も多いと思いますが、春節は毎年1月後半から2月前半のうち7日程度の休暇があります。非常に旅行意欲の旺盛な時期ではありますが、1～2月の訪日中国人数はそれほど多くありません。旅行のピークが短期間であるためと思われる。一番訪日中国人が増えるのは夏休みにあたる7～8月です。旧正月「ソングラウン」を4月に迎えるタイは、中国とは逆にこの時期に非常に観光客が集中します。新学期が5月からのタイは、旧正月ソングラウン+夏休み（タイは2～5月が夏期）で長期休暇になり、4月の訪日客数（13万人）は訪日需要の少ない8月（34万人）の4倍近くになります。また、秋休みにあたる10月にも増える傾向があります。

お隣の韓国からの訪日客のピークは冬休みと春休みが続く1～2月ですが、タイほど大きな差はありません。韓国から九州への旅行は、国内旅行の延長のような気軽さのため、年間通して観光客が



訪れるため比較的平準化しています。

日本に行きたい季節は国によって違う

年中通して暑い東南アジアの国々は、日本の夏にあたる7～8月は少なく、桜や紅葉、雪など、自国では見られない季節に訪れる傾向があるようです。顕著なのがオーストラリアで、12～2月上旬に訪日客が集中します。オーストラリアの夏休みがこの時期であることもありますが、日本とシーズンの逆のオーストラリアからはスキー・スノーボードを期待して日本へ来ます。この時期に訪日するオーストラリア人の約2割がスキー・ス

ノーボードをしに来ているそうです。日本有数のスノーリゾートにあるホテルの方に聞いたのですが、冬は宿泊客の8割が外国人だが、夏は9割日本人なんだそうです。4月・10月にピークを迎えるといったタイからの訪日客も、12月には雪を目的に増える傾向があります。

台湾からの訪日客は「ホリデー需要」「シーズン需要」が如実に出ていて、「春節」「桜」「夏休み」「紅葉+国慶節」の時期がピークとなっています。

国ごとに訪日需要のシーズンが違うことが分かります。ターゲットとする国の祝日や、需要のあるシーズンを知ることがとても大切です。

徳田孝司の マルトク 「月刊 トク堂」

#8 金利の樂園?カンボジアで稼ぐ
~ただし、リスクも覚悟~

1. カンボジアの預金利率は日本の20倍以上

日本の預金利率は低金利が続いています。昔は1億円あれば利息生活でしたが、今は1億円あっても利息はせいぜい年20万円程度。これでは、さすがに金利生活は無理です。

そんな中、カンボジアの預金金利が結構高い水準にあります。現行5%~7%ですので、日本の20倍以上です。それもカンボジアの通貨ではなく、米ドルでの利息ですので、興味が湧きます。

2. 利息にかかる税金は?

日本国内の預金利息については、20.315%の源泉分離課税で納税は完了します。一方、カンボジアでの預金利息については、現地で14%の源泉税が引

かれ、さらに日本国内において利子所得として総合課税の対象となります。外国税額控除の適用はありますので一定の税額控除が受けられます。

因みに、カンボジアの預金利率を6%とした場合のシミュレーションは下表の通りです。

3. 旅行者でも口座開設可能

現地での口座開設については、一度現地に行って金融機関で手続きする必要がありますが、旅行者でも可能です(金融機関によっては制限あり)。その後の入出金については、ネットバンキングにより日本国内で入出金の手続きができますので、一度行く手間はありますが、それ以外は、比較的簡単にスタートできます。

4. どんなリスクがあるか?

- ① 為替変動リスク
- ② 金融機関リスク
- ③ ソブリンリスク

①は外貨預金について回るものですが、②、③は中々判断がしづらいものです。特に、日本国内の預金は1,000万円まで保証されていますが、カンボジアにおいては特に保証制度はありませんので、そのあたりも気になるところです。

かく言う私もまだやっていないのですが、次行く際には、やってみる予定です。

徳田孝司 トク

カンボジア預金シミュレーション

預金額	日本国内			カンボジア国内				差額(②-①)
	利率(年)%	利息額	税引後①	利率(年)%	利息額	カンボジア税引後③	日本国内税引後②	
100万円	0.2%	2,000円	1,593円	6.0%	60,000円	51,600円	39,900円	38,307円
300万円	0.2%	6,000円	4,781円	6.0%	180,000円	154,800円	119,700円	114,919円
500万円	0.2%	10,000円	7,968円	6.0%	300,000円	258,000円	199,500円	191,532円
1,000万円	0.2%	20,000円	15,937円	6.0%	600,000円	516,000円	399,000円	383,063円

(注)非居住者の源泉税は14%
前提条件 (1)日本国内での限界税率 33.484%(課税所得695万円~900万円) (2)外国税額控除の適用

【入学・入社・転職エピソード】

東京に出てきて40年。この間の引越越し回数が9回。なんで?とよく聞かれますが、自分でもよく分からず。昔親戚のおじさんに、放浪の血が流れていると言われたのが記憶に残ってはいますが。その反動か仕事は一途?(徳田)

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

#012

老舗しょうゆメーカー で工場見学の巻

誰でも
見学可能

撮影協力:キッコーマンもの知りしょうゆ館(野田工場)
千葉県野田市野田110
TEL:04-7123-5136 <https://www.kikkoman.co.jp/enjoys/factory/noda/>
「しょうゆのことがなんでもわかる!」を合言葉に、歴史や知識、色・味・香りの体験、御用蔵・工場の見学ができるミュージアム。



今回のパートナー

ヘルスケア事業部 部長

税理士 大谷 朋子さん

女性がイキイキと活躍できる社会づくりを目指して結成されたTAX GIRLメンバーとして活躍中



よろしく
お願いします

最初に御用蔵を見学しました



御用蔵は今でも伝統的な製法でしょうゆを製造。ごく少量を御用蔵醤油として販売している。



じっくりと
造るんだね



熟成したもろみを包んだ布に圧力をかけ、しょうゆを搾り出す搾機。

今回は、特別に館長自らお出迎えいただきました。

1年かけてしょうゆを発酵・醸造する杉の木桶(直径2m×深さ1.7m)。

「衛
生面にとっても配慮している!」と理事
長も関心しきり。最初に訪れたのは、宮
内省(現宮内庁)にお納めするしょうゆ
の専用醸造所として1939年に建て
られた御用蔵。今でも気の桶で仕込ま
れているもろみを見学し、「先人の工夫
の結晶ですね。神秘的だし美しい!」
と、大谷さんは目を輝かせていました。
現代のしょうゆづくりを行う最新鋭
の工場では、伝統の技術と近代化が融
合した姿と遭遇。「大きな機械の裏側
に、これまで培った英知と工夫が込め
られているから、味を守り続けられる
んだね」と、日本のものづくりの真髄を
体感した一日になりました。

東武鉄道野田線の野田市駅を降りると、おいしそうな香りが漂ってきます。正体は、キッコーマンのしょうゆ工場。ヘルスケア事業部・部長の大谷さんは、以前から二児の母として、食品に関心を持っていました。そこで、理事長と工場見学に出掛けました。
建物に入って驚いたのは清潔さ。「衛生面にとっても配慮している!」と理事長も関心しきり。最初に訪れたのは、宮内省(現宮内庁)にお納めするしょうゆの専用醸造所として1939年に建てられた御用蔵。今でも気の桶で仕込まれているもろみを見学し、「先人の工夫の結晶ですね。神秘的だし美しい!」と、大谷さんは目を輝かせていました。現代のしょうゆづくりを行う最新鋭の工場では、伝統の技術と近代化が融合した姿と遭遇。「大きな機械の裏側に、これまで培った英知と工夫が込められているから、味を守り続けられるんだね」と、日本のものづくりの真髄を体感した一日になりました。

日本の気候風土を活かした食品づくり



窓ガラスに描かれた仕込みタンクの仕組み。窓越しに見える実際の仕込みタンクは深さが10~20mにもなる。



最新の工場でも、御用蔵の搾機同様にもろみを布で包み搾り出す。



世界中で売られているしょうゆが並んでいました。

最新の工場を見学した後は...

ホントにしょうゆの味が出ます



どのメニューも美味しそうだね

工場見学の後は、併設しているまめカフェでしょうゆソフトクリームと、豆乳しょうゆソフトクリームを頂きました。しょうゆの味くらべのできるとうふセットや、その場で焼けるせんべいなどユニークなメニューも。



★★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
★★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
★=[.....]

オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。





納入事例: THE LODGE MOIWA 834



SPACE D

space of dreams

充実した室内設備

- 調光・角度調節付きルームライト
- 携帯電話やメガネ等の小物入れ
- コンセント、USBジャック
- スイッチ付き換気扇
- アラーム付きデジタル時計

コトブキシーティングのカプセルベッド [スリープカプセル]

「限られた小さな環境づくりだからこそ、快適性の真価が問われる」。この課題を追求した製品が、コトブキシーティングのカプセルベッド「スリープカプセル」です。1979年に大阪に誕生した世界初のカプセルホテルに納入して以来、国内のみならず、海外の宿泊施設でも多数採用されています。

- 省スペースで個室化を実現
- 不燃アルミパネルによる高い防火性能
- 既存施設への導入も可能

納入実績

[仮眠施設] 1,100施設 18,000床
[カプセルホテル] 180施設 22,000床

K・O・T・O・B・U・K・I

コトブキシーティング株式会社

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2-1 カプセル営業部 TEL.03-5280-5606 FAX.03-5280-5775

www.kotobuki-seating.co.jp

スリープカプセル



Website

札幌支部	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森支部	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸支部	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田支部	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈支部	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡支部	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野支部	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関支部	〒021-0892 岩手県一関市東地主町60番地 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台支部	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島支部	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山支部	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟支部	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 バーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越支部	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸支部	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林支部	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷支部	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷支部	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東支部	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏支部	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸支部	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋支部	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6F TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井支部	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内内通ビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.03-6212-2831
神田支部	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
代々木支部	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル2階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷支部	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

品川支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺支部	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和支部	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川支部	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田支部	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜支部	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和支部	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南支部	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原支部	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府支部	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
伊東支部	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋支部	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋支部	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市支部	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都支部	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷餅町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中支部	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺支部	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸支部	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山支部	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島支部	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松山支部	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
北九州支部	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡支部	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分支部	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡支部	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町5-1740-2 TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄支部	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

ただいま辻・本郷は繁忙期真っ最中です。一般的に会計事務所の繁忙期は12月～5月とされていますが、年末調整から始まり、税制改正対応があり、確定申告が終わりホッとする間もなく、3月決算・5月申告へと続きます。毎月のごとく、多忙な業務の合間にSCOPEの取材、コラム執筆にご協力いただき、ありがとうございます。(東方)

昨年5月号からSCOPEを担当してきて、今号で12号目になります。ぶらトクや、特集を通して、辻・本郷 税理士法人の皆様にも大変ご協力いただきました。次号からは2年目になりますが、今後も読者の皆様楽しんでいただける企画をご用意しておりますので、これからもご拝読いただけますよう、よろしくお願いいたします。(表)

経営者様！ 人事・総務ご担当者様！

現在ご利用中の

従業員の

ストレスチェックに満足ですか？

昨年度実績のある専門会社だから担当者様の不安や負担を「軽減」できます！！



ALARTなら
面倒なことは丸投げで！
受注から実施までを最短で！

総務人事担当者の
95%以上
が満足！

47 都道府県の
主要都市で
専門医が対応

豊富なサービスで
複雑な仕様でも
完全対応

1 基本パック (100名まで)
100,000円～ 企業様のニーズに
応じた各種オプションも、
ご予算に合わせてお選び頂けます。

2 実施者代行業務から
医師面接まで
(47都道府県)を
ワンストップで対応可能

3 10名の企業から
1万人越えの官公庁まで
導入実績あり



※ストレスチェックプログラム「ALART」は
株式会社ドリームホップが提供するサービスです

導入実績		
ペーパーテスト	ウェブテスト	某自治体交通局 様 6,900人 従業員毎の個別回収、個人結果の個別納品
ペーパーテスト	ウェブテスト	某食品メーカー 様 1,600人 集団分析結果説明会を開催
ペーパーテスト	ウェブテスト	某教育委員会 様 7,600人 英語実施、点字実施、面接録音の自宅配達
ペーパーテスト	ウェブテスト	某人材派遣業 様 12,800人 社内説明会への出席、医師面接
ペーパーテスト	ウェブテスト	某県庁 様 12,000人 職員向けストレスチェック問い合わせ窓口の開設
ウェブテスト		某中央省庁 様 2,700人 全国20カ所以上での医師面接の実施

お問い合わせ
お見積りもは **0120-665-222**
フリーダイヤル

さらに詳しく
<http://www.ht-bc.jp/alart>

